

商品概要説明書

定期貯金キャンペーン2026夏 <期間1年：単利型>

商品名	J Aしまね 夏の金利優遇定期貯金キャンペーン
ご利用いただける方	個人の方（県内在住の方に限ります。）
期間	定型方式 1年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いです。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入資金	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口のみ（※J A個人ネットバンクおよびATMでの預け入れはできません。） ・10万円以上（上限なし） ①ニューマネー（※1）による預け入れ ②当J Aの既存定期貯金からの預け替え（※2） <p>（※1）ニューマネーに該当する資金とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和8年3月以降に他金融機関からの振込・現金により、当J Aに新たに預け入れられた資金 当J Aでお受け取りの年金（対象となる金額については、J A窓口までお問い合わせください。） 当J Aでお受け取りの給与（対象となる金額については、J A窓口までお問い合わせください。） 令和7年9月以降に振込まれた農畜産物販売代金 <p>（※2）当J Aの既存定期貯金から預け替えを行う場合は、既存の定期貯金1契約につき、既存定期貯金契約額の5割以上のニューマネーを上乗せすることが必要です。</p> <p>【例】1契約100万円の既存定期貯金をお持ちの場合、ニューマネー50万円以上を上乗せした合計150万円以上であれば預け替えが可能です。</p>
(4) 預入単位 (5) 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1円単位 ・令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月）
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利	<p>①当J Aの組合員および新規組合員加入者で以下のA～Cのいずれかの取引に該当する方 当J AにA年金振込または年金受取予約 B給与（農畜産物販売代金含む）振込 C投資信託口座を保有 年0.90%（税引後年0.717%） ※期間中に上記A～Cのいずれかを新たにお取引いただいた方も含みます。</p> <p>②当J Aの組合員および新規組合員加入者で上記A～Cの取引のいずれにも該当しない方 年0.85%（税引後年0.677%）</p> <p>③組合員以外の方 年0.80%（税引後年0.637%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～③の適用金利を初回満期日まで適用します。自動継続後は継続日当日のスーパー定期貯金（預入金額300万円未満）・スーパー定期貯金300（預入金額300万円以上）の店頭表示金利を適用します。
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・お受取りになる利息については20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利については店頭窓口および当J Aホームページにてご確認ください。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。</p> <p>①預入期間が6か月未満・・・解約日における普通貯金利率</p> <p>②預入期間が6か月以上1年未満・・・約定利率×50%</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<p>保護対象</p> <p>当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>〔苦情処理措置〕</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当J A支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>〔紛争解決措置〕</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融部金融企画課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島弁護士会（電話：082-225-1600） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249） ・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）

<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>

詳しくはJAしまね各支店窓口にお問い合わせください。

JAしまね

商品概要説明書

定期貯金キャンペーン2026夏 <期間3年、5年：複利型>

商品名	J Aしまね 夏の金利優遇定期貯金キャンペーン																								
ご利用いただける方	個人の方（県内在住の方に限ります。）																								
期間	定型方式 3年、5年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いです。																								
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入資金 (4) 預入単位 (5) 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口のみ（※J A個人ネットバンクおよびATMでの預け入れはできません） ・10万円以上（上限なし） ①ニューマネー（※1）による預け入れ ②当J Aの既存定期貯金からの預け替え（※2） （※1）ニューマネーに該当する資金とは <ul style="list-style-type: none"> a. 令和8年3月以降に他金融機関からの振込・現金により、当J Aに新たに預け入れられた資金 b. 当J Aでお受け取りの年金（対象となる金額については、J A窓口までお問い合わせください。） c. 当J Aでお受け取りの給与（対象となる金額については、J A窓口までお問い合わせください。） d. 令和7年9月以降に振込まれた農畜産物販売代金 （※2）当J Aの既存定期貯金から預け替えを行う場合は、既存の定期貯金1契約につき、既存定期貯金契約額の5割以上のニューマネーを上乗せすることが必要です。 【例】1契約100万円の既存定期貯金をお持ちの場合、ニューマネー50万円以上を上乗せした合計150万円以上であれば預け替えが可能です。 ・1円単位 ・令和8年7月1日（水）～令和8年8月31日（月） 																								
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当J A所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、一部支払後の残高が1万円を下回る一部支払いはできません。 																								
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ①当J Aの組合員および新規組合員加入者で以下のA～Cのいずれかの取引に該当する方 当J AにA年金振込または年金受取予約 B給与（農畜産物販売代金含む）振込 C投資信託口座を保有年 <table border="1"> <tr> <td>預入期間3年/年1.20%（税引後年0.956%）</td> <td>預入期間5年/年1.35%（税引後年1.075%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※期間中に上記A～Cのいずれかを新たにお取引いただいた方も含まれます。 ②当J Aの組合員および新規組合員加入者で上記A～Cの取引のいずれにも該当しない方 <table border="1"> <tr> <td>預入期間3年/年1.15%（税引後年0.916%）</td> <td>預入期間5年/年1.30%（税引後年1.035%）</td> </tr> </table> ③組合員以外の方 <table border="1"> <tr> <td>預入期間3年/年1.10%（税引後年0.876%）</td> <td>預入期間5年/年1.25%（税引後年0.996%）</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・上記①～③の適用金利を初回満期日まで適用します。自動継続後は継続日当日のスーパー定期貯金（預入金額300万円未満）・スーパー定期貯金300（預入金額300万円以上）の店頭表示金利を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・お受取りになる利息については20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利については店頭窓口および当J Aホームページにてご確認ください。 	預入期間3年/年1.20%（税引後年0.956%）	預入期間5年/年1.35%（税引後年1.075%）	預入期間3年/年1.15%（税引後年0.916%）	預入期間5年/年1.30%（税引後年1.035%）	預入期間3年/年1.10%（税引後年0.876%）	預入期間5年/年1.25%（税引後年0.996%）																		
預入期間3年/年1.20%（税引後年0.956%）	預入期間5年/年1.35%（税引後年1.075%）																								
預入期間3年/年1.15%（税引後年0.916%）	預入期間5年/年1.30%（税引後年1.035%）																								
預入期間3年/年1.10%（税引後年0.876%）	預入期間5年/年1.25%（税引後年0.996%）																								
手数料	—																								
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。 																								
中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。</p> <p>(1) 約定した預入期間が3年の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>(2) 約定した預入期間が5年の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通貯金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×10%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上2年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> <tr> <td>④ 2年以上3年未満</td> <td>約定利率×30%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 3年以上4年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 4年以上5年未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%	① 6か月未満	解約日における普通貯金利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×10%	③ 1年以上2年未満	約定利率×20%	④ 2年以上3年未満	約定利率×30%	⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%	⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																								
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通貯金利率																								
② 6か月以上1年未満	約定利率×10%																								
③ 1年以上2年未満	約定利率×20%																								
④ 2年以上3年未満	約定利率×30%																								
⑤ 3年以上4年未満	約定利率×50%																								
⑥ 4年以上5年未満	約定利率×70%																								

貯金保険制度 (公的制度)	<p>保護対象</p> <p>当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>〔苦情処理措置〕</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当 J A 支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも苦情等を受け付けております。</p> <p>〔紛争解決措置〕</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記 J A 金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島弁護士会（電話：082-225-1600）・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容も上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>

詳しくは J A しまね各支店窓口にお問い合わせください。

J A しまね